

登園届(保護者記入)

おひさま保育園 園長殿

児 童 名 _____

疾患名 _____ と診断され、 月 日() ~ 月 日() まで
療養中でした。医療機関 _____ から、主要症状が消退し、登園しても差し支えない
と診断されましたので、届出いたします。

提出日(西暦) _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 保護者氏名 _____

疾患名	登園の目安
風疹	発疹が消失していること
水痘(水疱瘡)	全ての発疹が痂皮化していること
流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺・舌下線の腫脹を発見した翌日から5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	病状により囑託の医師、その他の医師などにおいて感染症の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消失後、2日を経過していること
腸管出血性大腸菌感染症 O-157、O-26、O-111等	有症状者→医師において感染の恐れがないと認められるまで 無症状者→5歳未満の小児では2回以上連続で便培養が陰性になること
急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで
インフルエンザ	発熱した日を0日目と考え、翌日から5日を経過し、かつ解熱した次の日から3日(72時間)を経過していること。
溶連菌感染症	医師において伝染の恐れがないと認められるまで、抗菌薬を内服後1~2日を経過していること。但し、治療の継続は必要。
手足口病	登園可能だが、発熱がなく、普段の食事が摂れること。
伝染性紅斑(りんご病)	登園可能だが、全身状態が良いこと。
ヘルパンギーナ	医師において伝染の恐れがないと認められるまで(発熱しておらず、普段の食事ができること)
急性細気管支炎(RSなど)	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと。
マイコプラズマ肺炎	医師において伝染の恐れがないと認められるまで(発熱や激しい咳が治まっていること)
ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス等)	医師において伝染の恐れがないと認められるまでで、嘔吐下痢の症状が治まり、普段の食事ができること
帯状疱疹	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
新型コロナウイルス感染症	発症日を0日と考え、翌日より5日間かつ症状軽快より24時間経過していること

登園停止ではない感染症

アタマジラミ	登園可能だが、駆除を開始していること。
伝染性軟属腫(水いぼ)	登園可能だが、掻き壊しがジクジクしている部位があれば、ガーゼ保護すること。
伝染性膿痂疹(とびひ)	登園可能だが、ジクジクしている部分をガーゼ保護できる程度のもの。
突発性発疹	解熱後1日以上経過し、全身状態が良いこと。

※保護者の皆様へ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いいたします。

登園届(保護者記入)

おひさまっこ保育園 施設長殿

児 童 名 _____

疾患名 _____ と診断され、 月 日() ~ 月 日() まで
療養中でした。医療機関 _____ から、主要症状が消退し、登園しても差し支えない
と診断されましたので、届出いたします。

提出日(西暦) _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 保護者氏名 _____

疾患名	登園の目安
風疹	発疹が消失していること
水痘(水疱瘡)	全ての発疹が痂皮化していること
流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺・舌下線の腫脹を発見した翌日から5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	病状により囑託の医師、その他の医師などにおいて感染症の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消失後、2日を経過していること
腸管出血性大腸菌感染症 O-157、O-26、O-111等	有症状者→医師において感染の恐れがないと認められるまで 無症状者→5歳未満の小児では2回以上連続で便培養が陰性になること
急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで
インフルエンザ	発熱した日を0日目と考え、翌日から5日を経過し、かつ解熱した次の日から3日(72時間)を経過していること。
溶連菌感染症	医師において伝染の恐れがないと認められるまで、抗菌薬を内服後1~2日を経過していること。但し、治療の継続は必要。
手足口病	登園可能だが、発熱がなく、普段の食事が摂れること。
伝染性紅斑(りんご病)	登園可能だが、全身状態が良いこと。
ヘルパンギーナ	医師において伝染の恐れがないと認められるまで(発熱しておらず、普段の食事ができること)
急性細気管支炎(RSなど)	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと。
マイコプラズマ肺炎	医師において伝染の恐れがないと認められるまで(発熱や激しい咳が治まっていること)
ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス等)	医師において伝染の恐れがないと認められるまでで、嘔吐下痢の症状が治まり、普段の食事ができること
帯状疱疹	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
新型コロナウイルス感染症	発症日を0日と考え、翌日より5日間かつ症状軽快より24時間経過していること

登園停止ではない感染症

アタマジラミ	登園可能だが、駆除を開始していること。
伝染性軟属腫(水いぼ)	登園可能だが、掻き壊しがジクジクしている部位があれば、ガーゼ保護すること。
伝染性膿痂疹(とびひ)	登園可能だが、ジクジクしている部分をガーゼ保護できる程度のもの。
突発性発疹	解熱後1日以上経過し、全身状態が良いこと。

※保護者の皆様へ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いいたします。